

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

調理師法に基づく調理師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

調理師法に基づく調理師業務従事者届制度について、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から各地方自治体の活用状況に応じて実施・不実施を各地方自治体が選択できるよう制度を見直すこと。
上記見直しが困難な場合は、届出から衛生行政報告例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手続きの抜本的な見直しを講じ、事務負担の軽減策を講じること。

具体的な支障事例

【現行制度】

業務に従事している調理師は、法令に基づき、従事施設が所在する各都道府県に、氏名や年齢等が記載された「調理師業務従事者届」を2年ごとに届け出なければならない。

都道府県は、従事者届を取りまとめ、厚生労働省の衛生行政報告例(隔年報)において「就業調理師数、就業場所」を報告する必要がある。

【支障事例】

国は従事者届を調理師の資質向上を目的とする研修事業等に活用するとしているが、活用結果が示されておらず、どのように国事業に活かされているか不明確である。

そのような中、当県では予算確保をはじめ契約事務への対応、市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知活動、届出者から県への問い合わせ対応等、多くの行政負担が生じている。

(参考)令和2年度 当県における従事者届の提出件数:16,239件、県調理師会への委託契約額:3,669千円
また、従事者届について、12月31日現在の情報を翌年1月15日までに提出しなければならない、提出期限も短い。加えて、届出書には本籍地都道府県名を記入しなければならない、当該項目の必要性が不明の上、申請者は、自身の本籍地都道府県名を確認する必要があり、調理師や従事施設においても負担が生じているとの声がある。

衛生行政報告例(隔年報)においても、人の手で届出情報の内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれもある。

【制度改正の必要性】

平成26年度、総務省は、本制度の目的、活用状況が不明確であり、届出も徹底されていないことから、廃止を含めその在り方を見直すよう厚生労働省に対して勧告を行っている。

平成28年度、厚生労働省は、従事者届を活用する自治体の取組事例を紹介する等の改善措置を講じており、その上で、今後、必要に応じて法令の見直しを行うなど、届出の励行や一層の活用を図るための取組を行うと示しているが、平成29年度以降、従事者届の活用結果が国から新たに示されたことはなく、法令の見直しも行われていない状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度改正により、調理師の届出作成に係る負担や提出に係る金銭的負担が軽減される。
また、県の人役を、表彰関連業務や各種行事の開催などの県調理師会との連携事業の更なる充実に向けて割くことができる。
任意規定が困難な場合においても、例えば、一連の手続きのオンライン化等が実現されれば、届出の回収、集計作業等に係る県や県調理師会の負担の一定の軽減・効率化が期待される。
その他、届出書について、本籍地都道府県名の削除や、前年度12月から届出受付が可能となれば、こちらも一定の負担軽減が期待される。

根拠法令等

調理師法第5条の2、調理師法施行規則第4条の2
衛生行政報告例記入要領及び審査要領
令和2年度衛生行政報告例の実施について(依頼)(令和2年2月21日付け政統発0221第4号・各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、山梨県、長野県、豊田市、福岡県、長崎県、沖縄県

○市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知、届出者から県への問い合わせ対応、取りまとめ等の業務を短期間で行っており、負担は生じている。
制度の見直しが図られれば、県の負担軽減が期待される。
○当県においても同様に、郵送費等の支出や事務作業を担う担当者の負担等が生じている。
○当県においても、予算の確保や業務委託等の行政負担が生じている。また紙ベースでの個人情報の収集のため、厳格な個人情報の管理が必要となる。オンライン化による集計業務の簡素化やデータベースによる管理が可能であれば、業務負担の軽減につながる。

各府省からの第1次回答

（調理師業務従事者届の必要性について）
時代や地域の栄養課題に応じた食環境整備の充実のため、調理師の資質向上を目的とする研修事業等の円滑な実施は不可欠であるところ、各自治体は調理師業務従事者届によって各地域に所在する調理師の氏名・住所・就業地等の情報を定期的に把握することで、個人に適した研修の案内に活用することができます。
厚生労働省としても、調理師業務従事者届の情報（調理師の就業実態等）を把握しており、また、各自治体で行われる研修の質の向上のため、嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理できる調理師を養成するための研修プログラムを作成しているところです。
いずれの自治体においても、調理師に対して必要な研修を積極的に行い資質の向上を図ることは重要であると考えており、こうした研修への活用のためにも、当該届出を各都道府県の判断による選択性とすることは適当でないと考えています。

（事務負担の軽減について）
御指摘の調理師従事者届のオンライン化については、一部自治体においては調理師本人からの届出をオンラインで実施しており、業務の円滑化を図っていると承知しています。
現在、政府全体で、社会保障等に係る国家資格等についてデジタル化やマイナンバーの活用の検討が先行して進められているところであり、今後、その他の各種免許・国家資格についても検討が行われる予定であることから、御指摘の事務負担の軽減については、社会保障関係の資格の検討状況も参考にしながら検討してまいります。

なお、調理師業務従事者届の提出期日は調理師法（昭和33年法律第147号）第5条の2第1項において定められているところ、他の職種（医療関係従事者等）の業務従事者届においても、同様に12月31日時点の情報を1月15日までに提出することとされており、調理師業務従事者届の期限が特段に短く設定されているとは考えておりません。また、本籍地都道府県名については、免許記載事項であるため記載を求めているものであり、届出者は免許を確認することで記載可能であることから過大な負担になるとは考えておりません。

（衛生行政報告例について）
仮にマイナンバーの活用等により、「業務従事者届」のオンライン化を実施することとなった場合には、オンライ

ン化により取得されたデータから衛生行政報告例の報告様式にデータ移送が可能となる仕組み等を検討してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(調理師業務従事者届の義務付けについて)

御回答の内容は、調理師業務従事者届(以下、「届出」という。)の活用方法を示すものであり、全国一律で実施する必要性を示すものではないと考える。

嚥下機能等に関する研修プログラムの作成に当たり、「届出の情報(就業実態等)を把握している」と回答いただいたが、衛生行政報告例の報告事項は就業場所(業種)のみである。さらに、嚥下調整食研修では特段業種を問うていないことから、研修のプログラム作成に届出情報が不可欠とは読み取れず、全国の状況を统一的に把握する必要性がやはり不明確である。

また、研修プログラムの周知等は、管内の調理師会や保健所との連携によっても可能であり、加えて、当県の提案は研修事業等への活用に届出を必要とする自治体の業務を妨げるものでないことから、選択制を不適当とする理由が明確でない。

(事務負担の軽減について)

届出のオンライン化について、国家資格に係る事務のマイナンバー利用及び情報連携が可能となったが、調理師は対象とされておらず、今後の見通しが不透明である。届出のオンライン化により取得されたデータと衛生行政報告例が連携される仕組みが構築されれば、都道府県の集計業務が不要となり、大幅な事務負担の軽減に繋がると見込まれるため、その導入についてぜひ前向きに検討いただきたい。

提出期日については、他法との関係上現時点での見直しが困難と理解したが、継続的な検討事項としていただきたい。

本籍地都道府県名については簡便に記載可能と回答いただいたが、簡便であっても活用方法が不明な項目について記載させる必要はなく、不要であれば削除するべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

(調理師業務従事者届の義務付けについて)

今後の超高齢社会の更なる進展を見据え、医療・介護施設のみならず飲食店等の調理師についても、地域における高齢者等の嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理できるよう、支援していくことが重要である。こうした観点から、当該研修のプログラム作成や各自治体における食環境づくりの推進を効果的に進めるに当たって、調理師業務従事者届による業種の情報ははじめとする情報の把握は全国一律で必要不可欠なものであると考える。

(事務負担の軽減について)

御指摘の、本籍地都道府県名については、前述の取組の推進等に当たり、その把握は必ずしも必要不可欠ではないと新たに整理し、削除する方向で検討する。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【厚生労働省】

(32)調理師法(昭33法147)

調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。